

三重縣公報(附刊) 明治二十五年三月二十六日 第三種郵便物認可

# 三重縣公報

號 外

昭和十九年三月二十二日

水 曜 日

## 告 示

### ●三重縣告示第二百二十五號

三重縣女子機械工補導所昭和十九年三月二十二日ヨリ左記ニ設置ス

昭和十九年三月二十二日

松阪市本町二一七七番地ノ二

三重縣知事 持 永 義 夫

### ●三重縣告示第二百二十六號

三重縣女子機械工補導所規程左ノ通定ム

昭和十九年三月二十二日

三重縣女子機械工補導所規程

三重縣知事 持 永 義 夫

#### 第一章 總 則

- 第一條 三重縣女子機械工補導所(以下補導所ト稱ス)ハ女子機械工ヲ養成スルヲ以テ目的トス
- 第二條 補導所ニ旋盤科、仕上科ヲ置キ其ノ一科ヲ專修セシム
- 第三條 補導期間ハ一期二月トシ年五回之ヲ實施ス
- 第四條 補導生ノ定員ハ一期五十名トシ各科ノ定員左ノ如シ

旋盤科 二十名 仕上科 三十名

第二章 職制

第五條 補導所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

指導員

助手

事務員

二名

三名

一名

第六條 所長ハ知事ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所員ヲ指揮監督ス

第七條 指導員及助手ハ所長ノ命ヲ承ケ補導生ノ補導並ニ事務ヲ掌ルモノトス

第八條 事務員ハ所長ノ命ヲ承ケ庶務、會計ノ事務ニ従事ス

第九條 所長事故アルトキハ上席指導員之ヲ代理ス

第三章 補導科目及補導時數

第十條 補導科目、補導時數ハ別表ノ通トス但シ所長ハ必要ニ應ジ補導時數ヲ増減スルコトヲ得

第四章 休日

第十一條 休日ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ所長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ之ヲ變更シ又ハ伸縮スルコトヲ得

昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル祭日祝日

日曜日

開所記念日

年未年始(十二月三十一日)ヨリ翌年一月三日迄)

第五章 入所、休所、退所及修了

第十二條 入所ヲ許可スベキ者ハ左ノ各號ニ該當スル者ニシテ國民勤勞動員署長ノ推薦シタルモノニ付補導所長ニ於テ身體検査及人物審査ヲ行ヒ適格ト認メタル者ニ付知事之ヲ決定ス

一 品行方正、志操堅固ニシテ身體強健ナル者

二 國民學校高等科ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者

第十三條 入所希望者ハ第一號書式ノ願書ニ自筆履歷書、身元證明書、戶籍抄本ヲ添へ所轄國民勤勞動員署長ヲ經テ補導所長ニ提出スベシ

第十四條 補導生ハ自己ノ便宜ニ依リ休所又ハ退所スルコトヲ得ズ但シ病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合ハ知事ノ許可ヲ受クベシ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ退所ヲ命ズルコトアルベシ

一 品行不良ニシテ改悛ノ見込ナシト認メタル者

二 身體虛弱ニシテ成業ノ見込ナキ者

三 正當ノ事由ナクシテ屢缺席シ成績不良ナル者

第十六條 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第二號書式ノ修了證書ヲ授與ス

第六章 補導費

第十七條 入所中實習ニ必要ナル經費ハ縣ニ於テ負擔ス

第十八條 退所ヲ命ゼラレタル者又ハ自己ノ便宜ニ依リ退所シタル者ニハ退所迄ニ要シタル補導費ヲ返還セ

シムルコトアルベシ

第七章 賞罰

第十九條 品行方正、成績優秀ニシテ他ノ模範トナルベキ者ニ對シテハ賞狀ヲ授與ス

第二十條 補導生ニシテ不都合ノ所爲アリタル者ニ對シテハ其ノ輕重ニ依リ所長之ヲ懲戒ス  
懲戒ハ左ノ二種トス

- 一 戒 飾
- 二 謹 愼

第八章 雜 則

第二十一條 本規程施行ニ關シ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム  
附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

旋盤科補導科目竝ニ補導時數表

補導科目	補導時數
德 育	一六時間
體 練	一二時間
工業常識	一二時間
工業學科	三二時間
旋盤學科	三六時間
旋盤實習	三三〇時間
計	四三八時間

右ノ外適宜科外講座ヲ課スルモノトス

仕上科補導科目竝ニ補導時數表

補導科目	補導時數
德 育	一六時間
體 練	一二時間
工業常識	一二時間
工業學科	三二時間
仕上學科	三六時間
仕上實習	三三〇時間
計	四三八時間

右ノ外適宜科外講座ヲ課スルモノトス

第一號書式

入 所 願

私儀

貴所補導生トシテ入所御許可相成度關係書類相添へ右御願ス

昭和十年 月 日

本 籍  
現 住 所

氏 名 印

三重縣女子機械工補導所長殿

第二號書式

修了證書

科

氏

名

年月日生

右ノ者本所ニ於テ頭書ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス  
昭和十 年 月 日

三重縣女子機械工補導所長 團

契印 第 號

廳中事項

●敍任辭令

昭和十九年三月十一日

(各) 勞務動態調査員 堤 左馬

(通) 同 松本 喜十郎

(各) 勞務動態調査員ヲ免ス

(通) 志摩郡磯部村 山邊 耕平

(各) 同 下野 慶之助

勞務動態調査員ヲ命ス

勞務動態調査員 五之郷市三郎

同 田中 義男

同 青木 誠一

同 世古口 幸松

同 中谷 利吉

同 高橋 經雄

(通各) 同 山本 謙之助

同 梅谷 新吾

同 濱地 通太郎

同 加藤 半七

同 守田平右エ門

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

中村 松吉

長澤 林平

大石 伊平

松田 新太郎

堀江 信雄

藤原 一誠

右京 長三郎

日置 久美

岩崎 甚之助

上村 正之助

中林 忠太郎

島田 健治

寺田 薫子

脇海道 仙藏

濱田 半兵衛

山本 清太郎

西井 勸七

中西 利助

小山 仙藏

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

勞務動態調査員ヲ免ス

度會郡南海村

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

山本 定吉

中村 彌一

中村 歳一

西 多久美

村田 義雄

竹内 可吉

村田 貞二郎

山本 正雄

大畑 政五郎

田中 春生

村田 季松

井村 春之助

石谷 爲生

西本 藤次郎

北村 芳太郎

辻村 齊市

松月 善吉

中井 廣吉





(通各)

同	須磨	種和
同	曲田	富一郎
同	糸川	政義
同	峯	須一
同	河上	亘夫
同	片岡	生男
同	平谷	龜千代
同	速水	春松
同	玉置	義茂
同	勞務動態調査員ヲ命ス	
同	勞務動態調査員	橋本 増雄
同	勞務動態調査員ヲ免ス	吉澤 絹三

(親展)

●教第一二二〇號

昭和十九年三月二十二日

三重縣内政部長

- 各 中等學校長殿
- 各 國民學校長殿
- 各 青年學校長殿

在郷軍人會會員軍事教育ニ關スル件

標題ノ件ニ關シ帝國在郷軍人會ニ於テハ昭和十九年度ニ於テ未教育補充兵並ニ第二國民兵ノ教育ヲ實施セラ  
 ルルニ依リ之ガ協力方ニ付キ其ノ筋ヨリ移牒アリタルヲ以テ被教育者ノ差出其ノ他ニ關シ協力方ニ遺憾ナキ  
 ヲ期セラレ度右通牒ス

別刷